



2019(令和元)年 No. **272** 季刊

TEL.0422-49-3111 www.mitaka-s.jp 三鷹商工会 検索
 発行所:三鷹商工会 〒181-0013 三鷹市下連雀3-37-15 e-mail:mitaka@shokokai-tokyo.or.jp

行きます・聞きます・提案します!

経営相談無料 商工会は、事業者の方ならどなたでもご利用できます。
 経営指導員等が、商工会の窓口または企業を巡回して相談・指導にあたります。

全議案
承認

議案は
P2
参照

令和元年度 スタート

令和元年度
第59回
通常総代会
部会総会報告



懇親会場(三鷹産業プラザ)

第59回通常総代会は5月23日(木)午後4時30分より、三鷹商工会館にて開催されました。委任状含む出席者総数89人との報告を受け、岡本副会長が開会宣言。上野理事の司会と高橋(勉)総代の議長により進行し、第1号議案から第14号議案まですべての議案が滞りなく承認されました。



第59回通常総代会(三鷹商工会館)



「令和の時代にふさわしいまちづくりを、皆さんと一緒に考えていきたい」と語る河村三鷹市長

続いて午後5時50分より各部会総会が三鷹商工会館(工・建・青年部)および三鷹産業プラザ(商・サ)にて開催されました。午後6時30分からは三鷹産業プラザ7階で懇親会が開かれ、来賓には河村孝新市長も出席され親睦を深めました。



「令和を迎え、三鷹で商売をしていてよかったと思われる礎を作りたい」と岩崎会長

みたか商工まつり
第42回
2019 **7.13** (土) - **14** (日)

今年は
**三鷹市役所で
開催!**
詳細は次号でお知らせします

【13日】11:00~18:00 【14日】11:00~17:00
 主催:三鷹商工会
 後援:三鷹市・東京むさし農業協同組合
 会場:三鷹市役所 三鷹市野崎1-1-1
 問い合わせ:三鷹商工会 TEL:0422-49-3111



マル経融資制度 無担保 無保証 低金利
 事業資金にぜひご利用下さい。融資額:2,000万円以内 返済期間:運転資金7年以内(据置期間1年以内)、設備資金10年以内(据置期間2年以内) 利率:年利1.21%(令和元年5月31日時点) 担保・保証人:不要 ※詳細は商工会事務局までお問い合わせください。

CONTENTS
 2P -----
 HPリニューアルについてプロポーザルのお知らせ
 3P -----
 部会だより
 7P -----
 ストップ!モラハラ「チョイ得コーナー」(榎倉田コンクリート「元気印事業所」
 4-5P【特集】
 消費税の軽減税率制度に関するQ&A
 6P -----
 小西烈さん「この人に聞く」
 8P -----

◆人材確保・働き方を支援します！

公益財団法人東京しごと財団雇用環境整備課では、以下のよう
に、企業向けに人材確保や職場環境整備の支援事業を行っ
ています。ぜひご利用ください。

🔍 **東京しごと財団 雇用環境整備課** 🔍 **検索**

問い合わせ：03-5211-2395

・人材確保支援事業

企業の人材確保・人材活用に関するお悩みや課題解決をサポート
しています。人材確保相談窓口やセミナーの開催、採用コンサル
ティング支援など、ご利用は無料です▶例えば「採用コンサル
ティング支援」では、採用コンサルタントが企業を訪問し採用に
関するお悩みや問題解決に向けたアドバイスを行うなど、コンサル
ティングを実施し(最大5回)、採用力向上を支援します。

・職場の環境整備

テレワーク機器の導入等に対する助成金や、女性の新規採用・
職域拡大を目的とした設備(女性専用トイレ等)の整備に対する
助成金などにより、職場環境整備を支援しています。

◆「ちょい呑み」楽しみました

5月8日・9日、三鷹駅を中心に「第3回ちょい呑みフェス
ティバル」が開催されました。「ちょい呑み券」3枚つづりを
購入し、3店で「はしご酒」を楽しむというもので、好評のうち
に終了しました。



◆事業者募集！ 当会ホームページリニューアル のためのプロポーザルを実施します

このたび三鷹商工会ではホームページをリニューアルすること
になりました。会員の皆様にお役に立つ情報をタイムリーに提
供できるよう、ホームページ製作事業者を募集いたします。詳細
は次号でお知らせします。ふるってご応募ください。

【事務局の担当、異動のお知らせ】

【転入】

村野哲也 ← 武蔵村山市商工会より

吉田千尋 ← 東京都商工会連合会より

よろしくお願
いいたします!

【転出】

古川裕朗 → 狛江市商工会へ

森谷崇浩 → 昭島市商工会へ

ありがとう
ございました!

【新規採用】

濱田夏美 新人

よろしくお願
いいたします!



【商工会事務局職員のご紹介】

役職	氏名	担当
事務局長	村野哲也	統括
地域振興課長	吉田千尋	組織強化委員会・金融審査会
地域振興課係長	栗原明生	建設業部会・異業種交流プラザ
経営指導員	来栖一郎	商業部会
経営指導員	海老澤秀明	工業部会
経営指導員	松本泰治	健康診断事業・労働保険事務
業務支援員 (経営指導員)	小林崇子	サービス業部会・経理/庶務
記帳相談員	尾賀正敏	青年部・女性部
一般職員	濱田夏美	会館管理・共済事務

ご相談、ご質問などは、お気軽にご連絡ください!
三鷹商工会 TEL: 0422-49-3111

第59回 通常総代会議案

第59回通常総代会では次の第1号議案から第14号議案が審議され、すべて承認されました。

- 第1号議案 平成30年度事業報告、一般会計収支決算書、貸借対照表および財産目録承認に関する件
- 第2号議案 平成30年度会館特別会計収支決算書、貸借対照表および財産目録承認に関する件
- 第3号議案 平成30年度三鷹市中小企業無利子緊急融資斡旋事業特別会計収支決算書、貸借対照表および財産目録承認に関する件
- 第4号議案 平成30年度三鷹市商店街販売促進事業報告、同特別会計収支決算書、貸借対照表承認に関する件
- 第5号議案 平成30年度市内共通商品券事業特別会計収支決算書、貸借対照表および財産目録承認に関する件
- 第6号議案 平成30年度三鷹商工会労働保険事務組合特別会計収支決算書、貸借対照表承認に関する件
- 第7号議案 令和元年度事業計画(案)および一般会計収支予算(案)承認に関する件
- 第8号議案 令和元年度会館特別会計収支予算(案)承認に関する件
- 第9号議案 令和元年度三鷹市中小企業無利子緊急融資斡旋事業計画(案)および同特別会計収支予算(案)承認に関する件
- 第10号議案 令和元年度三鷹市商店街販売促進事業計画(案)および同特別会計収支予算(案)承認に関する件
- 第11号議案 令和元年度市内共通商品券事業特別会計収支予算(案)承認に関する件
- 第12号議案 令和元年度三鷹商工会労働保険事務組合特別会計収支予算(案)承認に関する件
- 第13号議案 三鷹商工会定款の変更に関する件
- 第14号議案 令和元年度借入金最高限度額決定に関する件

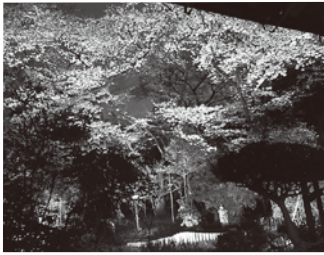
部会だより



工業部会〈報告〉

歴史ある建物「森山荘」でお花見会

工業部会では4月3日(水)、会員相互の親睦と家族や従業員の皆さまの福利厚生をかねてお花見を開催し、33名が参加しました。会場は今年も(株)SUBARU東京事業所様のご厚意により、敷地内にある『森山荘』をお借りすることができました。歴史ある建物で、すばらしい桜を見ながらおいしい料理と花見酒を楽しみました。



【日帰りバスツアー】3月10日(日) 報告

春の訪れを実感、三浦半島へ73人が参加

毎回好評をいただいている日帰りバスツアーは、去る3月10日(日)三浦半島方面に出かけました。横須賀市内のいちご狩りでは、甘いいちごをお腹いっぱいになるまで味わいました。

73名の参加者の皆さんは、ほかに世界三大記念艦である「三笠」を見学し、よこすかポートマーケットでは三浦半島の海の幸・肉類・野菜等のお買い物を楽しみました。お昼には新鮮な海の幸を味わい、最後にソレイユの丘で一面に広がる菜の花畑で春の訪れを実感し、充実した一日を過ごしました。



三鷹商工会女性部 *hanaiki cafe* vol.37



3/20 平成30年度 女性部懇親会

『PRコミュニケーション会』

前年に続き、「PRコミュニケーション会」を開催しました。部員さん同士で普段は詳しく触れることの少ない、ご自身の事業や商品について発表していただきました。続いての懇親会でも発表内容などを通じて交流を深めていただき、大変良い機会となりました。



4/10 第19回 通常部員総会

4/10通常部員総会では全議案が無事に承認されました。終了後は懇親会が開催され、交流を深めました。今年度もさまざまな事業を企画し、活発な活動を行います。



チャリティバザーへのご協力をお願い！

今年も【商工まつりチャリティバザー】(7/13・14) 開催

※売上は災害義援金と三鷹市社会福祉協議会の子育て支援・高齢者見守り事業に寄付させていただきます。

ご提供いただきたいもの：未使用の日用品

【日用品】石鹸、タオル、文具など

※上記以外の物はお預かり出来ませんのでご了承ください
(ぬいぐるみ・衣類・電化製品など含む) 汚れがひどい物はお預かり出来ない場合がございます
※お手数ですが、事務局までご持参
くださいますようお願いいたします



受付期日：6月24日(月)まで

受付場所：三鷹商工会事務局

受付時間：平日午前9時00分～午後5時30分

問合せ：0422-49-3111 三鷹商工会事務局(女性部担当まで)

本誌に折り込みチラシを募集しています！

2,150部
発行!!



本誌「商工NEWS三鷹」は年間4回、毎号約2,150部発行しています。募集するのは本誌に挟み込み同封する広告チラシです。

持ち込みのチラシA4サイズ(21,600円税込)

毎号先着10事業者様に限ります。内容によりお断りする場合がありますので、詳細は事務局までお問い合わせください。☎0422-49-3111(担当:海老澤)

毎号先着
10事業者!

これに答えます

制度に関するQ&A

素朴な疑問
に答えます

■ 軽減税率制度の対象品目

軽減税率(8%)の対象品目は、①飲食料品(お酒や外食サービスを除く)、②週2回以上発行される新聞(定期購読されるものに限る)です。

対象品目…軽減税率8%

対象外品目…標準税率10%

新聞

週2回以上発行される新聞(定期購読されるものに限る)

- ① 飲食に用いられる設備(椅子・テーブルなど)のある場所において、
- ② 飲食料品を飲食させるサービス



持ち帰りのための容器に入れ、または包装を施して行う飲食料品
・牛丼屋のテイクアウト
・コンビニの弁当(※)

※イートインスペースで飲食する場合は標準税率。

出張料理など



有料老人ホーム等で提供される飲食料品



外食

・牛丼屋などでの店内飲食
・フードコートでの飲食

飲食料品

(食品表示法に規定する「食品」)



酒類

一体商品



1万円(税抜)以下の少額のもので、価額のうちに軽減税率の対象となる食品の占める割合が2/3以上である場合に限り、全体が軽減税率の対象となります。

医薬品

医薬部外品等



令和1年(2019年)10月1日の消費税引き上げ(10%)と同時に、消費税の軽減税率制度(8%)が実施されます。消費税の軽減税率制度は事業者の方のみならず、日々の買い物などで消費者の方にも関係するものです。特集では皆様のご理解を深めていただくよう、身近な個別事例を取り上げました。

「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)」国税庁消費税率軽減税率制度対応室(平成30年1月改訂版)より抜粋

中小企業庁発行『消費税軽減税率まるわかりBOOK 2017年3月発行』より抜粋

出前の適用税率

Q



8%

そばの出前、宅配ピザの配達は、軽減税率の適用対象となりますか。

A



そばの出前、宅配ピザの配達は、顧客の指定した場所まで単に飲食料品を届けるだけであるため、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

(注) 顧客の指定した場所まで単に飲食料品を届けることは、「食事の提供」には該当せず、また、いわゆる「ケータリング、出張料理」にも該当しません。

「定期購読契約」に基づく新聞の範囲

Q



10%

コンビニエンスストアで販売する新聞は、軽減税率の適用対象となりますか。

A



軽減税率の適用対象である「新聞」は、定期購読契約に基づくものとされており、「定期購読契約」とは、その新聞を購読しようとする者に対して、その新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいいます。

したがって、コンビニエンスストアなどの新聞の販売は、定期購読契約に基づくものではないため軽減税率の適用対象となりません。

特集

こんなときは
どうする？

気になるあれ

消費税の軽減税率

ファーストフードのテイクアウト

8%

テイク
アウトは店内
飲食は

10%

Q



ファーストフード店において、「テイクアウト」かどうかは、どのように判断するのですか。

A



軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食店営業などを営む者が飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいますが、いわゆる「テイクアウト」など、「飲食料品を、持ち帰りのための容器に入れ、または包装を施して行う譲渡（以下、「持ち帰り」といいます）は、これに含まないものとされています。

事業者が行う飲食料品の提供が、「食事の提供」に該当するのか、または「持ち帰り」に該当するの

かは、その飲食料品の提供を行った時において、例えば、その飲食料品について、その場で飲食するのかまたは持ち帰るのかを相手方に意思確認するなどの方法により判定していただくこととなります。

コンビニエンスストアの
イートインスペースでの飲食

Q



10%

店内にイートインスペースを設置したコンビニエンスストアにおいて、ホットドッグ、から揚げなどのホットスナックや弁当の販売を行い、顧客に自由にイートインスペースを利用させていますが、この場合の弁当などの販売は軽減税率の適用対象となりますか。

A



イートインスペースを設置しているコンビニエンスストアにおいて、例えば、トレイや返却が必要な食器に入れて飲食料品を提供する場合などは、店内のイートインスペースで飲食させる「食事の提供」であり、軽減税率の適用対象とはなりません。

ところで、コンビニエンスストアでは、ご質問のようなホットスナックや弁当のように持ち帰ることも店内で飲食することも可能な商品を扱っており、このような商品について、店内で飲食させるか否かにかかわらず、持ち帰りの際に利用している容器などに入れて販売することがあります。このような場合には、顧客に対して店内飲食か持ち帰りの意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなります。

なお、その際、大半の商品（飲食料品）が持ち帰りであることを前提として営業しているコンビニエンスストアの場合において、すべての顧客に店内飲食か持ち帰りを質問することを必要とするものではなく、例えば、「イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください」などの掲示をして意思確認を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行うこととして差し支えありません。

1の

人

に聞く

vol.37

息子の起業に母も合流 技術と知識の化学反応



こにし つよし
小西 烈さん

ヘアスタジオ カルージュ
三鷹市下連雀3丁目

三 鷹通りの「三鷹駅南」交差点近くに「ヘアスタジオカルージュ」がオープンして1年半。白いハットにメガネ姿のオーナースタイリスト、小西烈さんがこやかに迎えてくれた。

「おかげさまでカットやパーマなど女性の常連のお客様も増えてきました」と話す小西さんは高知出身。京都で学生時代を過ごしたのち、高知の理美容専門学校で学び、再び京都へ。理容室での修業中は閉店後にカットの練習に励んだ。

「仕事が終わった後に練習をするのは理容師なら当たり前のことですよ」とさりと話す、その傍らにはいくつもトロフィーが並んでいる。全国大会のカット部門で優勝した実力者なのだ。自分の店を持つことを目標に、さらに都内でも腕を磨きつつ資金を蓄え、三鷹下連雀に念願の「ヘアスタジオカルージュ」を開業した。とはいえ、三鷹駅に近い理容美容の激戦区。

「もちろん綿密にリサーチしたうえで決めたのですが、実をいうと、ここまでの激戦区だとは想定以上というか……」と苦笑い。

そんな小西さんの強力な味方はエステ担当の

チーフスタッフ、小西裕子さん。烈さんのお母様だ。裕子さんは長年、医学部の研究室に勤める傍らエステとメイク技術、着付け師範の資格を習得。定年退職を機に息子の起業に合流したという。

「母は化学薬品に関する経験と知識があるので、髪染めやエステの薬剤など、お客様の頭皮やお肌に適切に対応できるのが心強いんです」

そんな裕子さんは茶道の心得もあり、お店に飾られた掛軸がやさしい雰囲気と和ませてくれる。

店名の「カルージュ」はスイスのジュネーブにある街の名前にあやかった。自由な気風で芸術家が集うという街カルージュ。学生時代を京都で過ごし演劇の世界に浸ったという小西さんは、どこか似た雰囲気を感じたのかもしれない。

「これからも、さまざまな髪のお悩みをもつてこられるお客様に、ご自分のもともとの髪質に自信が持てるようなスタイルをどんどん提供していきたいと思っています」と語る33歳。カット技術とリラクゼーションと化学という異色の組み合わせ。親子の息はびつたりだ。

(竹下まり)



お知らせ



▶▶ 大好評「まちゼミ」が11月開催決定!

昨年度大好評だった「三鷹まちゼミ」を本年度も開催します。「まちゼミ」とは、お店の人が講師役となって専門店ならではの知識やコツをお客様に無料でお伝えして交流を深め、お店のPRにつなげるというものです。11月の開催にあたり7月に事前講習会を開催しますので、ご参加お待ちしております。基礎編・応用編はそれぞれ内容が異なりますので、両方ともご受講ください。申込みは**6月25日(火)まで**にFAXまたは商工会までご持参ください。

(基礎編) 日時:令和元年7月2日(火)

昼の部 14:00~16:00 夜の部 19:00~21:00 *同じ内容です

場所:三鷹商工会館 講師:谷中邦彦氏 参加費:無料

*「まちゼミ」とは? というところから、具体的な事例をもとに、どのように進めていくかを学びます。

(応用編) 日時:令和元年7月25日(木)

昼の部 14:00~16:00 夜の部 19:00~21:00 *同じ内容です

場所:三鷹商工会館 講師:松井洋一郎氏 参加費:無料

*講座内容やタイトルの付け方など、実際にまちゼミを行ううえでの注意点などについて学びます▶主催・問い合わせ:FAX:0422-49-3184 TEL:0422-49-3111 (三鷹商工会 担当:来栖)



三鷹商工会情報



新入会員のご紹介/ 平成31年3・4月入会者 (9事業所)

事業所名	業種	住所	代表者(敬称略)
ヘアーサロンアキ	理容業	武蔵野市吉祥寺	福崎昭生
石井農園	農場	牟礼	石井英章
三鷹駅前クリニック耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科診療所	下連雀	池谷 淳
ONE CreaSon	ビルメンテナンス(清掃)	新川	櫛田晴彦
(株)オレンジネット	広告代理業(ポスティング)	下連雀	岡田健二
ニューチャーハウス(株)	外壁塗装、防水、内装	下連雀	渡辺浩二
萬ハウジング(株)	建設業	上連雀	小倉美千代
(有)佐藤清運	清掃業、ゴミ収集業	深大寺	佐藤 豊
高橋装飾店	総合室内装飾工事	上連雀	高橋英彦



事業の予定 7月

日(曜)	事業名	時間	場所
13(土)	みたか商工まつり	11:00~	三鷹市役所
14(日)	みたか商工まつり	11:00~	三鷹市役所

/チョイ/

得

第17回

コーナー

「ハラスメント」
とはなんぞや？

— 「知りません」ではすみません！ その3 —

会員の皆様にチョイ得な気分になっていただくコーナー。
第17回はモラルハラスメントについて考えます。
では、ちょちょいっと、いってみよう。

◆モラルハラスメント(モラハラ)とは？

言葉や態度などで相手の人格を傷つけ、精神的に苦痛を与える行為のことをいいます。フランスの精神科医マリー＝フランス・イルゴイエンヌによって提唱された言葉だそうです。前回取り上げたパワーハラスメント(パワハラ)は、職場の上司など地位や権力の不適切な行使によって生じるとされていますが、モラハラは同僚や家族間などでも起こることがあります。

◆どんなケースがモラルハラスメント？

- ・仕事の妨害
「今日中にやっておいて」と終業間際にととも終わりそうにない量の仕事を押し付ける、業務遂行に必要な情報を与えない、「キミには任せられない」と仕事をさせない など
- ・精神的苦痛を日常的に与える
挨拶をしても無視する、社内のイベントや飲み会に1人だけ誘わない、ミスをしたときなどに他の社員の前で「そんなこともできないなんて」などと人格を否定するようなことを言う など
- ・プライベートに立ち入る
服装や髪形、容姿などについて評価する、家族のことや休日の過ごし方、恋人との関係を根掘り葉掘り聞く、聞き出したプライベートを暴露したりおとしめたりする など

事業者には、従業員が働きやすい環境をつくる「職場環境配慮義務」があります。職場でのモラハラが発生した場合は、被害者がその状況を第三者に説明できるように発言の録音やメールの文面を保存しておくことが大切です。モラハラについては、まだ労働基準法等の法律で規定はされていませんが、事業者としては早急に対応する姿勢が必要です。

choi-toku

➤ 編集後記

▶元号が改まり「令和」になりました。今回の改元は特に社会全体にワクワク感が漂っているように感じます。また三鷹は新市長も誕生しました。心機一転。みんなで社会も三鷹も明るい素敵な時代にしていきましょう！(羽田野)▶終わらない虐待やアポ電事件、無謀な運転による事故など、毎日のように目や耳に飛び込んで、やりきれない思いで心がめげておりましたが、若いアスリートたちが世界に出て活躍しているニュースに心が洗われている今日この頃です。(福島)▶「令和」となって1カ月が過ぎました。和歴から西暦への換算方法が新聞で紹介されていました。令和年数に「れいわ(2018)」を足すと西暦になるそうで、令和5年+2018=西暦2023年 となります。令和は計算が楽になりそうですね。(村越)



三鷹商工会情報



報告

▶▶ 西武信用金庫より地域産業応援資金を贈呈されました

4月16日(火)西武信用金庫(三鷹支店長:細川孝則氏)様より平成31年度地域産業応援資金として100万円の贈呈を受けました。今年度も地域産業の活性化や育成に利用させていただきます。



▶▶ 「三鷹野菜ごちそうさまフェスタ」開催しました

4月2日～13日、「三鷹野菜を食べる12日間」として、三鷹駅前を中心とした13の飲食店が期間限定のメニューを提供する「三鷹野菜ごちそうさまフェスタ」が開催されました。

▶▶ 「新入・若手社員向け研修」開催しました

4月4日・5日の2日間、三鷹商工会館にて人材育成研修が行われました。社会人・企業人としての心構えやビジネスマナー、職場での態度・能力の向上、チームワークの重要性などについて実習を交えて学びました。



▶▶ 会議室をご利用ください

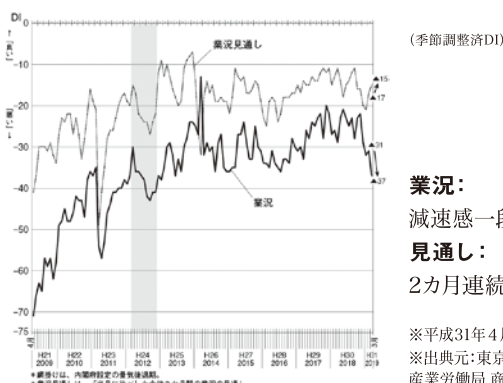
ご利用は三鷹商工会までお申し込みください。

お申し込み方法: 使用する月の前月1日午前9時より予約受付。受付開始日が休館日の際は翌営業日からになります(例:6月5日をご利用の場合、5月1日受付)。

原則として、使用日の前日までに事務局受付にて使用申込書にご記入のうえ現金にて会議室使用料をお支払いください(受付時間9:00~17:30)。会場使用日の3営業日前よりキャンセル料(100%)が発生します。

東京都中小企業の景況 3月の景況

東京都産業労働局では都内の中小企業3,875社を対象に、各月の初めに葉書にて前月の景気動向(業況、生産額・売上額、在庫等)を調査し、その月の下旬に公表しています。企業経営の指針としてご活用ください。



第23回 (株)倉田コンクリート

三鷹市北野2-6-44 TEL:0422-43-9219 設立:1972(昭和47)年
事業内容:コンクリート製造販売・外溝工事全般



「山菜採り」で元氣印に

元気な事業所や経営者の方をご紹介します
コーナー。第23回は(株)倉田コンクリートの
倉田己喜男さんを訪ねました。



製造から販売、施工まで幅広く

「見たことがあると思いますが、外溝の中に敷き詰められているU字溝や、万年堀といったコンクリートの二次製品を主に製造しています」と言いつつ、倉田己喜男さんは実際に息子さんの作業現場を見せてくれました。

「大きなコンクリートミキサーがグルグルと回転しているのを連想する人が多いかもしれませんが、うちのは製品に合わせて小型なんですよ」との説明通り、敷地内の砂と砂利をミキサーで練り、型に流し込み、数日間乾燥させて枠を取り外すと製品がで上がります。製造から販売・卸・施工・メンテナンスまで、地元の一般家庭から千葉や都内の企業まで幅広くお付き合いがあります。

創業から57年、次世代に引き継ぐ

父親の倉田定雄さんがこの地で創業して57年目。己喜男さんが23歳のときに事業承継する際に法人化し、同時に結婚もして一國一城の主となりました。

「これからは息子に元氣に引き継いでもらいたい」という倉田さんは今年70歳。元氣の源はなんと「山菜採り」。毎年4月から7月頃には仲間と新潟までツアーを組み、収穫したフキノトウやコゴミなどで「てんぶらの会を開くのが恒例です」。山菜取りでパワーをもらって仕事も元氣に続けたいね」と話してくださいました。

*あなたの事業所もPRしてみませんか? 自薦他薦問いません、広報・情報化委員会までお知らせください。

minonon

ご利用お待ち
しています!



ご利用ください
「みののんコーンスター」

お待たせしました

『みののんコーンスター』まもなく完成!

このたび、どなたでも利用できる「みののんコーンスター」がまもなく完成です。「みののんコーンスター」は、「あら、かわいい」と、思わず手に取りたくなる愛らしさ。お店のドリンクとともにお客様に提供したり、個人のお宅でティータイムに使ったりと、どなたでも楽しんでいただけます。ご利用になりたい方は、三鷹商工会までどしどしお問い合わせください。お待ちしております!

やってきました

「みたか商工まつり」

今年も「みたか商工まつり」の季節がやってきました。夏は着ぐるみにとって厳しい時期となりますが、でも今年は大丈夫。年始にお披露目したエア式の2号機「みののん」はファンを回して空気を送り込むタイプなので、軽いうえに熱がこもりにくく1号機よりも暑さに強いのです。とはいえ、やっぱり着ぐるみはなかなか大変。商工まつりで「みののん」を見かけたら、やさしくしてくださいね。

皆さんに「みののん」のご利益がありますように!

みののん
プロジェクトリーダー
井上匡央

